

自治会町内会広報掲示板設置補助金の申請手続きについて

最初に提出していただく書類（注意：工事開始前に提出をお願いします。）

① 「保土ヶ谷区自治会町内会広報掲示板設置補助金交付申請書(第1号様式)」

【添付書類】

- ・ 施工前の写真
- ・ 掲示板設置場所の土地使用承諾書の写し（新設の場合）
- ・ 見積書の写し
- ・ 理事会や管理組合との協議結果のわかるもの（マンション自治会の場合）

【提出期限：令和6年9月30日（月）】

※申請書類審査後、**補助金交付決定通知書**を交付しますので、その後、工事着手をお願いします。

工事完了後に提出していただく書類

② 「保土ヶ谷区自治会町内会広報掲示板設置完了報告書(第4号様式)」

【添付書類】

- ・ 掲示板の完成写真
- ・ 領収書の写し

【提出期限：掲示板設置・修繕後 30 日以内】

※報告書類確認後、**補助金額確定通知書**を交付します。

③ 「保土ヶ谷区自治会町内会広報掲示板設置補助金請求書(第6号様式)」

※請求書受理後、指定の口座へ補助金を振り込みます。

【補助金概要】

1 補助対象経費

保土ヶ谷区連合町内会長連絡会に加入する自治会町内会で維持管理を行う広報掲示板の新設（建替え含む）、修繕に要する経費（工事費）の一部を補助します。

2 補助金額

- (1) 新設・建替え：経費の2分の1（10円未満切り捨て）かつ上限50,000円
- (2) 修繕：経費の2分の1（10円未満切り捨て）かつ上限25,000円

※1自治会町内会における申請数は、申請金額を問わず原則1基までです。

※補助金のお支払いは、工事完了後に完了報告書を提出していただいた後となります。

3 補助対象掲示板数

申請が予算を超えた場合は、抽選により補助金を交付する自治会町内会を決定します。

<書類提出先及び問合せ先>

保土ヶ谷区連合町内会長連絡会事務局
（保土ヶ谷区役所地域振興課地域活動係）
〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9
TEL:334-6302 FAX:332-7409